

番号：140808

国名：ウガンダ

担当：社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室

案件名：アチヨリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト（生計向上）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：生計向上
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間：

- (1) 全体期間：2014年10月下旬から2015年4月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 4.0M/M 合計4.6M/M
- (3) 業務予定期間（日数）

準備期間	第一次派遣期間	国内作業期間	第二次派遣期間	帰国後整理期間
4日	45日	4日	75日	4日
合計 4.6M/M				

3. 簡易プロポーザル提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月8日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データまたは郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル（いずれも提出期限時刻必着））

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）の公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等は当機構ウェブサイトhttp://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html ご参照願います。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国または同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- 合計100点

類似業務	生計向上/コミュニティ開発に係る各種業務
対象国/類似地域	ウガンダ/全世界
語学の種類	英語

5. 条件

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。）

6. 業務の背景

ウガンダの北部地域は1980年代から20年以上続いた内戦により社会・経済インフラが破壊され、200万人とも言われる国内避難民 (IDP) が生じた。2006年の和平交渉開始により、国内における武力衝突が減少し治安が改善したため、2008年頃からIDPの帰還が本格化した。南スーダンとの国境に接し、紛争の影響を特に大きく受けたアチョリ地域においても、2010年の統計ではIDPの9割近くが帰還したとされている。しかし、同地域に帰還した人々は、IDPキャンプ時に実施されていた緊急人道援助がなくなり、厳しい生活環境に直面している。

ウガンダ政府は2007年に北部平和復興開発計画 (PRDP) を策定し、ドナーの資金支援等を得て、主に道路・給水・教育・保健セクターの開発資金を北部へ重点的に配分し、また地方行政機関によるコミュニティのニーズを反映した開発計画の策定のため、2009年に開発計画策定ガイドラインを作成したが、同ガイドラインはウガンダ全体を対象としており、人員・予算・能力が極端に不足しているアチョリ地域の現状に適合していない。その結果として当該地域の開発計画の質は低いものとなっている。

アチョリ地域の地方行政の現状としては、県、郡、パリッシュ（郡と村の中間にあたる行政単位）、村といった地方政府としての体制を制度上整えており、県は首席行政官（Chief Administration Officer, CAO）を筆頭に、計画局、コミュニティ開発局の他、セクターごとに部局が設けられており、郡には数名から10数名の職員が県により配置されている。しかしながら県の開発事業実施体制の機能不全、人員配置率の低さ、予算不足、帰還民のニーズを的確に反映した生活基盤や社会サービスを提供する能力の不足により、必要な開発事業の実施の遅延や停滞が頻発し、コミュニティの生活基盤が向上していない。緊急人道支援に代わって公共サービスを提供すべき地方行政機関がタイムリーに対応できなければ、人々の政府に対する不信感・不満が増幅する懸念がある。

JICAは、アチョリ地域の中でも特に紛争影響を強く受けたアムル県を対象に、「JICA北部地域復興支援プログラム」の下、2009年から「アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト」及び「アムル県総合計画策定支援プロジェクト」を実施し、パイロットプロジェクトを通じてIDPの帰還を促進するための緊急的ニーズに対応しつつ、地域開発の方向性を示し、アムル県での二つのプロジェクトの教訓を活かしてアチョリ地域全体の開発を行政機関を通じて展開する方針を取っている。こうした状況を踏まえてウガンダ政府はアチョリ地域の地方行政官の開発計画策定・実施能力向上を目的として技術協力プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは地方自治省をカウンターパート (C/P) 機関として、本プロジェクト（アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト）を2011年11月から2015年11月まで4年間の予定で実施中である。本プロジェクトでは、アチョリ地域の全7県（グル県、アムル県、ヌオヤ県、キトゥグム県、パデーラ県、アカゴ県、ラムオ県）の地方行政官のコミュニティ開発計画策定・事業実施能力を向上させ、帰還民に対する安定的な生活環境・社会サービスを提供できる実施体制作りを目指しており、対象7県のうち、特に4県（アムル県、ヌオヤ県、キトゥグム県、パデーラ県）に重点を置き、県や郡の各関係部署及び地方行政官（特に県の計画担当官やコミュニティ開発担当官 (District Community Development Officer, DCDO)、郡のCommunity Development Officer、CDO）等能力強化支援を実施している。

なお、本プロジェクトでは活動の一環として、パイロットプロジェクトを通して県による事業実施能力強化支援を実施している。2013年1月にパイロットプロジェクトを開始し、第1回目では重点対象4県内の34村で34本の井戸掘りを実施し、現在実施中の第2回目では重点対象4県の32村で井戸掘りを行っている。パイロットプロジェクトにおいて、本プロジェクトは主に県が実施している調達や給水事業（井戸掘り）の強化支援を行っているが、郡レベルでのCDOやヘルスアシスタントが実施するコミュニティ（村）での水利用者委員会の形成や研修に対しても支援を行っている。また、生計向上に関しては、パイロットプロジェクトを行っている地域でのヒアリン

グを行い、また重点対象4県の計画担当官、DCDO、農業担当官とのワークショップを開催している。

7. 業務の内容

本専門家は他のプロジェクト専門家と連携しつつ、重点対象4県（アムル県、ヌオヤ県、キトゥグム県、パデール県）のDCDO等に対して、住民の生計向上にかかわる業務を実施する。本業務は個々のセクター（例えば農業技術指導や栄養改善、手工芸、職業訓練等）における技術指導ではなく、地方自治省や各県のコミュニティ開発局の現状を踏まえたうえで、住民の生計向上に寄与するパイロットプロジェクトを県と協働で策定・実施する。また同策定プロセスに関わる研修を通してDCDOらの今後の生計向上プロジェクト策定能力強化を図る。

本プロジェクトにおいて、直接的に生計向上に資するパイロットプロジェクトに関しては過去に行われたことはなく、実施内容・実施場所・期間等は県・郡と協働での策定プロセスで決定されることを想定している。本専門家は第一次現地派遣期間に井戸整備のパイロットプロジェクトを実施してきたコミュニティ（66村）のうち県毎に数カ所程度を抽出し、県・郡と協議をしながらコミュニティのニーズを反映した生計向上パイロットプロジェクトを策定する必要があるため、データのみならずコミュニティでの調査を踏まえたうえで検討する必要がある。また第二次現地派遣期間に策定プロセスの支援とパイロットプロジェクトを開始させるということを目標としており、本専門家帰任後には策定・実施開始をしたパイロットプロジェクトは本プロジェクトチームとC/Pによりフォローされる予定である。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2014年10月下旬 4日間）
 - 1) 本プロジェクトに係るJICA調査資料並びにプロジェクト作成資料等から、業務に必要な情報を収集して分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
 - 2) 全体のワークプラン（和文・英文）並びに第一次現地派遣期間のワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出し説明する。
- (2) 第一次現地派遣期間（2014年11月上旬～12月中旬 45日間）
 - 1) C/P、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、及びプロジェクトのチーフアドバイザー等に業務実施計画書を提出・説明し、業務内容を確認する。
 - 2) アチョリ地域における生計向上にかかわる政府資料、プロジェクト資料、他ドナー資料等を検討する。また、地方自治省がかかわっている生計向上に関するプログラム・方針を確認する。
 - 3) 生計向上にかかわる対象4県の方針、事業実施現状や課題を把握する。
 - 4) 本プロジェクトによるパイロット事業（井戸掘り）が行われている対象4県のコミュニティ（村）において、第二次派遣期間に実施する生計向上パイロットプロジェクト策定支援のため、住民の社会経済状況や水利用者委員会の運営状況、生計向上活動の現状を把握する。
 - 5) 対象4県のコミュニティ開発局及び関連部署の職員（主にDCDO）を対象として、地域リソースの分析手法、コミュニティや民間のパートナーシップ構築手法等の研修を企画する。
 - 6) 第一次現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P及びJICAウガンダ事務所等に提出する。
- (3) 国内作業期間（2014年12月下旬 4日間）
 - 1) 現地業務結果をJICA社会基盤・平和構築部へ報告する。
 - 2) 第一次現地派遣期間の業務結果を踏まえて、第二次現地派遣期間のワークプランを修正・作成し、JICA社会基盤・平和構築部へ提出し説明する。

- (4) 第二次現地派遣期間（2015年1月上旬～3月中旬 75日間）
- 1) C/P、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、及びプロジェクトのチーフアドバイザー等に第二次現地派遣期間ワークプランを提出・説明し、業務内容を確認する。
 - 2) 対象4県のコミュニティ開発局及び関連部署の職員（主にDCDO）を対象として、地域リソースの分析手法、コミュニティや民間と地方行政のパートナーシップ構築手法等の研修を実施する。
 - 3) 対象4県のコミュニティ開発局が実施可能な生計向上パイロットプロジェクトを県の関係者と協議し策定する。
 - 4) パイロットプロジェクトを実施してきたコミュニティ（66村）のうち県毎に数カ所程度で、県や郡の関係者と協働して生計向上パイロットプロジェクトを実施する。
 - 5) 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P及びJICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、及びプロジェクトのチーフアドバイザーに提出する。
- (5) 帰国後整理期間（2014年3月下旬 4日間）
- 1) 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書は以下のとおり。
なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（全体、第一次現地派遣、第二次現地派遣）
 - ・和文4部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA ウガンダ事務所、グル JICA フィールドオフィス、プロジェクト）
 - ・英文9部（C/P5部、JICA 社会基盤・平和構築部、JICA ウガンダ事務所、グル JICA フィールドオフィス、プロジェクト）
- (2) 現地業務結果報告書（各現地派遣期間）
 - ・英文9部（C/P5部、JICA 社会基盤・平和構築部、JICA ウガンダ事務所、グル JICA フィールドオフィス、プロジェクト）
- (3) 専門家業務完了報告書（記載項目は、①業務の具体的内容、②業務の達成状況、③業務実施上遭遇した課題とその対処、④プロジェクト実施上での残された課題、⑤その他、とする）
 - ・和文4部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA ウガンダ事務所、グル JICA フィールドオフィス、プロジェクト）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを合わせて提出する。また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン（2014年4月）」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

また留意点は以下のとおり。

- ① 航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む（見積書に計上すること）。
- ② 航空経路：成田/羽田→ドーハ→エンテベ→ドーハ→成田/羽田、または成田/羽田→ドバイ→エンテベ→ドバイ→成田/羽田を標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

- 1) 現地業務日程：第一次派遣期間は2014年11月上旬～12月中旬、第二次派遣期間は2015年1月上旬～3月中旬を予定しています。

2) 現地での業務体制

以下5名の専門家が本プロジェクトに従事しています。

- a. チーフアドバイザー（長期）
- b. 業務調整（長期）
- c. 地方行政強化（長期）
- d. 水利用者委員会強化支援（短期）
- e. 開発計画書作成能力強化支援（短期）

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎：あり
- ② 宿舍手配：あり
- ③ 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供
- ④ 通訳傭上：なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じ調整します。
- ⑥ 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

1) 本件に係る以下の資料を、JICA 社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室（Tel 03-5226-8103）にて配布します。

- ・ウガンダ国アチョリ地域コミュニティ開発計画作成能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・同中間レビュー調査報告書
- ・専門家報告書等
- ・専門家派遣一覧

2) 本業務に関する以下の資料が、当機構ウェブサイトで公開されています。

「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」

(<http://www.jica.go.jp/project/uganda/001/>)

(3) その他

業務実施契約（単独型）については単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上